



2026年4月17日

各 位

会社名 丸紅株式会社
(<https://www.marubeni.com/jp/>)
代表者名 代表取締役社長 大本 晶之
(コード番号：8002 上場取引所：東証プライム)
問合せ先 ステークホルダーエンゲージメント部
報道課長 松下 祥子
電話番号 03-3282-4658

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2026年6月下旬開催予定の当社第102回定時株主総会の議案とすることを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 指名委員会等設置会社への移行に伴う変更

当社は、持続的な企業価値向上を目指し、「総合商社の枠組みを超える」価値創造企業グループに向けた変革を実践します。この変革をより迅速に実践していくための一環として、ガバナンスの強化を図るため指名委員会等設置会社へ移行したいと存じます。これに関連して、当社定款に指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に係る規定の新設、監査役及び監査役会に係る規定の削除等の所要の変更を行うものです。

(2) 事業目的の変更

当社の事業内容の多様化に対応するため、事業目的の変更を行うものです。

(3) その他全般に関する変更

条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行う等上記の変更に伴う所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月下旬（予定）

定款変更の効力発生日 2026年6月下旬（予定）

以 上

(別紙) 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (省略)	第1条 (現行の通り)
第2条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～ 20. (省略) 21. 労働者派遣事業 22. ～ 30. (省略)	第2条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～ 20. (現行の通り) 21. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 22. ～ 30. (現行の通り)
第3条 (省略)	第3条 (現行の通り)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、 <u>指名委員会等設置会社</u> として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3. <u>執行役</u> 4. 会計監査人
第5条 (省略)	第5条 (現行の通り)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第8条 (省略)	第6条～第8条 (現行の通り)
第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。	第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。
第10条 (株式の取扱い) 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び	第10条 (株式の取扱い) 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び

買増しその他株式に関する取扱い並びに株主権の行使に関する取扱いについては、取締役会で定める株式取扱規則による。	買増しその他株式に関する取扱い並びに株主権の行使に関する取扱いについては、 <u>法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役</u> が定める株式取扱規則による。
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 11 条～第 12 条 (省略)	第 11 条～第 12 条 (現行の通り)
第 13 条 (議長) 株主総会の議長は、社長とする。 2. 社長に事故があるときは、出席した <u>代表取締役</u> とする。 3. <u>代表取締役</u> に事故があるときは、出席した取締役とする。	第 13 条 (議長) 株主総会の議長は、 <u>執行役社長</u> とする。 2. <u>執行役社長</u> に事故があるときは、出席した <u>代表執行役</u> とする。 3. <u>代表執行役</u> に事故があるときは、出席した <u>取締役又は執行役</u> とする。
第 14 条～第 16 条 (省略)	第 14 条～第 16 条 (現行の通り)
第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員	第 4 章 取締役及び取締役会
第 17 条～第 18 条 (省略)	第 17 条～第 18 条 (現行の通り)
第 19 条 (<u>代表取締役及び役付取締役</u>) <u>取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役を選定する。</u> 2. 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役副会長を定めることができる。	第 19 条 (役付取締役) (第 1 項 削除) 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役副会長を定めることができる。
第 20 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各 <u>取締役及び各監査役</u> に対し、会日より 3 日前に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。	第 20 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日より 3 日前に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。
第 21 条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることができるものに限る。) 全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、 <u>かつ監査役が当該提案につき異議を述べなかつた</u> ときは、当該提案を可決する旨	第 21 条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることができるものに限る。) 全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

の取締役会の決議があったものとみなす。	
第 22 条 (省略)	第 22 条 (現行の通り)
<u>第 23 条 (執行役員)</u> <u>取締役会の決議をもって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> 2. <u>取締役会の決議をもって、執行役員の中から社長を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を定めることができる。</u>	(削除)
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
<u>第 24 条 (選任)</u> <u>監査役は、株主総会で選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>第 25 条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>第 26 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会の決議をもって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>第 27 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。</u>	(削除)
<u>第 28 条 (監査役の責任免除)</u> <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締</u>	(削除)

<p><u>役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p><u>第 29 条（補欠監査役の選任決議の効力）</u></p> <p><u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>第 23 条（員数）</u></p> <p><u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、3 名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 24 条（選定）</u></p> <p><u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. 各委員会の委員長は、取締役会において選定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 6 章 執行役及び執行役員</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 25 条（選任）</u></p> <p><u>執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 26 条（任期）</u></p> <p><u>執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時に満了する。</u></p> <p>2. 増員又は補欠として選任された執行役の任期は、他の現任執行役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 27 条（代表執行役及び役付執行役）</u></p>

	<p><u>取締役会の決議をもって、代表執行役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって、執行役の中から執行役社長、その他の役付執行役を定めることができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 28 条 (執行役の責任免除)</u></p> <p><u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役 (執行役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 29 条 (執行役員)</u></p> <p><u>取締役会の決議をもって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって、執行役員の中から役付執行役員を定めることができる。</u></p>
第 6 章 計算	第 7 章 計算
第 30 条～第 35 条 (省略)	第 30 条～第 35 条 (現行の通り)
(新設)	附則
(新設)	<p>1. <u>2026 年 6 月開催の第 102 回定時株主総会の終結前の監査役 (監査役であった者を含む) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 28 条に定めるところによる。</u></p> <p>2. <u>2026 年 6 月開催の第 102 回定時株主総会の終結前の監査役 (監査役であった者を含む) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 28 条に定めるところによる。</u></p>